

第 2 6 号議案

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例
(設置)

第 1 条 子育て支援サービスに係る利用者負担の適正化を図るため、区長の附属機関として足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次の事項を所掌する。

(1) 区長の諮問に応じ、子育て支援サービスに係る利用者負担の適正化に関し必要な事項について調査、研究、審議し、その結果を答申すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的のために必要な事項を区長に建議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 2 0 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の意見聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者に意見を聴き、その他の協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区子育て支援サービス利用者負担 適正化審議会	日額 7,000円
-----------------------------	-----------

(提案理由)

子育て支援サービス利用者負担適正化審議会を附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。